

航空宇宙産業高度強靱化補助金交付要綱

(通則)

第1条 航空宇宙産業高度強靱化補助金（以下「補助金」という。）の交付について、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、県内で航空宇宙産業分野における製品の開発、生産等を行うために新たな機械設備等を導入する企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本県の航空宇宙産業の振興に寄与するとともに、産業競争力の強化等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(2) 中堅企業 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業のうち、常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業をいう。

(3) みなし大企業 中小企業又は中堅企業であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(4) 大企業 前三号のいずれにも該当しない企業をいう。

(5) 機械設備等 専ら航空宇宙産業分野における製品の開発、設計及び生産等を行うために設置等する機械設備やソフトウェアで、直接に事業の用に供するものをいう。

(6) 設置等 新たに取得した機械設備等を設置又は構築することをいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。

(1) 県内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者。

(2) その他知事が特に必要と認める者。

(補助金の交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、次期航空機開発プロジェクトへの参画並びに宇宙産業や次世代空モビリティ等の新興分野のサプライチェーンの強化及び供給力の向上に資する取組の推進に供する機械設備等を県内に所在する事業所に設置等する事業とする。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号の要件を全て満たす経費とする。

- (1) 機械設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費（1 機械設備等当たりの合計額が 2,000 万円以上のものに限る。ただし、消費税相当額を除く。）。
- (2) 補助金を交付する経費として知事が不相当と認める事由のない経費。

(補助金の補助要件)

第7条 知事は、補助事業者が補助事業について次に掲げる全ての要件を満たす場合に、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 機械設備等は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- (2) 機械設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- (3) 機械設備等は、専ら航空宇宙産業分野において使用されるものであること。
- (4) 設置等に当たり、建築確認等必要な法令が守られていること。
- (5) 設置等する事務所の土地あるいは建物所有者が補助事業者と異なる場合には書面による許可を得ていること。
- (6) 補助事業は、第9条に規定する補助事業の認定申請の後に契約し、履行するものであり、かつ令和12年3月31日までに支払いが完了したものであること。
- (7) 補助対象経費について、本県の他の補助金による補助を受けていないこと。
- (8) その他補助金を交付することについて、知事が不相当と認める事由のないこと。

(補助金の額)

第8条 知事は、予算の範囲内において、補助事業者が中小企業又は中堅企業の場合は補助対象経費の4分の1以内（ただし、みなし大企業は6分の1以内）、大企業の場合は6分の1以内で、次の各号を満たす額を交付する。

- (1) 1 補助事業者当たり 1 億 5 千万円を限度とする。
- (2) 補助金の額の計算に当たっては、千円未満を切り捨てる。
- (3) 補助事業者が補助対象経費と同一の経費について、国、地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関の交付する他の補助金等（以下「他の補助金」という。）の交付を受けている場合又は交付を受ける見込みがある場合は、次のいずれか低い額以下とする。
 - ア 補助事業者が中小企業又は中堅企業（ただし、みなし大企業を除く。）の場合
(ア) 補助対象経費の4分の3の額から他の補助金の額を控除した額（千円未満切捨て）

(イ) 補助対象経費の4分の1の額(千円未満切捨て)

イ 補助事業者がみなし大企業又は大企業の場合

(ア) 補助対象経費の2分の1の額から他の補助金の額を控除した額(千円未満切捨て)

(イ) 補助対象経費の6分の1の額(千円未満切捨て)

(認定の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、補助事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 申請日の前3か月以内に発行された登記事項証明書及び定款

(2) 直近2事業年度分の決算書(貸借対照表、損益計算書等)並びに直近の事業報告書又はこれに準ずる書類

(3) 機械設備等の設置等に係る経費の見積書の写し(補助対象経費とその他の部分を分けたもの)

(4) 導入する機械設備等の規格が記載された資料

(5) 機械設備等を設置等する前の状態を示す写真(ソフトウェアを除く。)

(6) 他の補助金の採択通知及び補助事業と共通する内容が分かる資料(他の補助金と併用する場合のみ)

(7) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の認定)

第10条 知事は、前条の認定申請書が提出されたときは、航空宇宙産業高度強靱化補助金審査会議(以下「審査会議」という。)に諮問し、認定が適当であると認めるときは、当該事業を補助事業として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が他の補助金の採択等を受けている場合であって、その内容が補助事業に適合すると認められるときは、審査会議への諮問を省略することができる。

3 知事は、補助事業を認定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付すことができる。

(認定の通知)

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき補助事業を認定したとき、又は補助事業に認定することが不相当であると認められるときは、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(認定事業内容の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けるまでの間に、補助事業の内容について変更(軽微な事項を除く。)が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業認定中止・廃止

届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 第7条に規定する要件を満たさなくなるとき。

（認定の取り消し）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する補助金の交付対象者でないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。
- (3) 第10条第2項の規定により認定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

（地位承継）

第14条 合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて補助事業認定承継申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に当たり必要があると認められるときは、審査会議の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（交付の申請）

第15条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業に係る全ての機械設備等の設置等が完了した日、補助対象経費の支払を終えた日又は認定通知を受けた日（認定事業内容の変更等の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）のいずれか遅い日から起算して30日以内に補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 機械設備等の設置等の状態を示す写真（ソフトウェアを除く。）
- (2) 機械設備等の設置等に係る契約書の写し又はこれに準ずる書類
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）又はこれに準ずる書類
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (5) 併用する他の補助金の交付（予定）額が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第16条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 17 条 規則第 7 条第 1 項の申請の取下げ期日は補助金の交付の決定の通知を受けた日から 30 日以内とし、その取下げはその旨を記載した書面を知事に提出して行わなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 18 条 知事は、規則第 16 条に規定する場合のほか、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第 19 条に規定する報告書の提出を怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助の目的が達成されないと知事が認めたとき。

(実績報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業実績報告書に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。なお、第 15 条に規定する補助事業交付申請書(様式第 5 号)及びその添付書類は、これらを兼ねるものとする。

(補助金の額の確定)

第 20 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第 12 条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 21 条 補助金は、補助事業完了後に交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第 6 号)を知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を受けた事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 23 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、機械設備等の法定耐用年数とする。

- 2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、補助事業により取得した償却資産と

する。

(検査等)

第 24 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(補助事業終了後の調査等への協力義務)

第 25 条 補助事業者は、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間、補助事業に関して県が実施する訪問調査やアンケート調査に協力するものとする。

(実施細目)

第 26 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。